

前 金	部 分 払
有	0 回

令和

元 年 度

水振補

第 1-2 号

香良洲漁港海岸保全施設測量業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

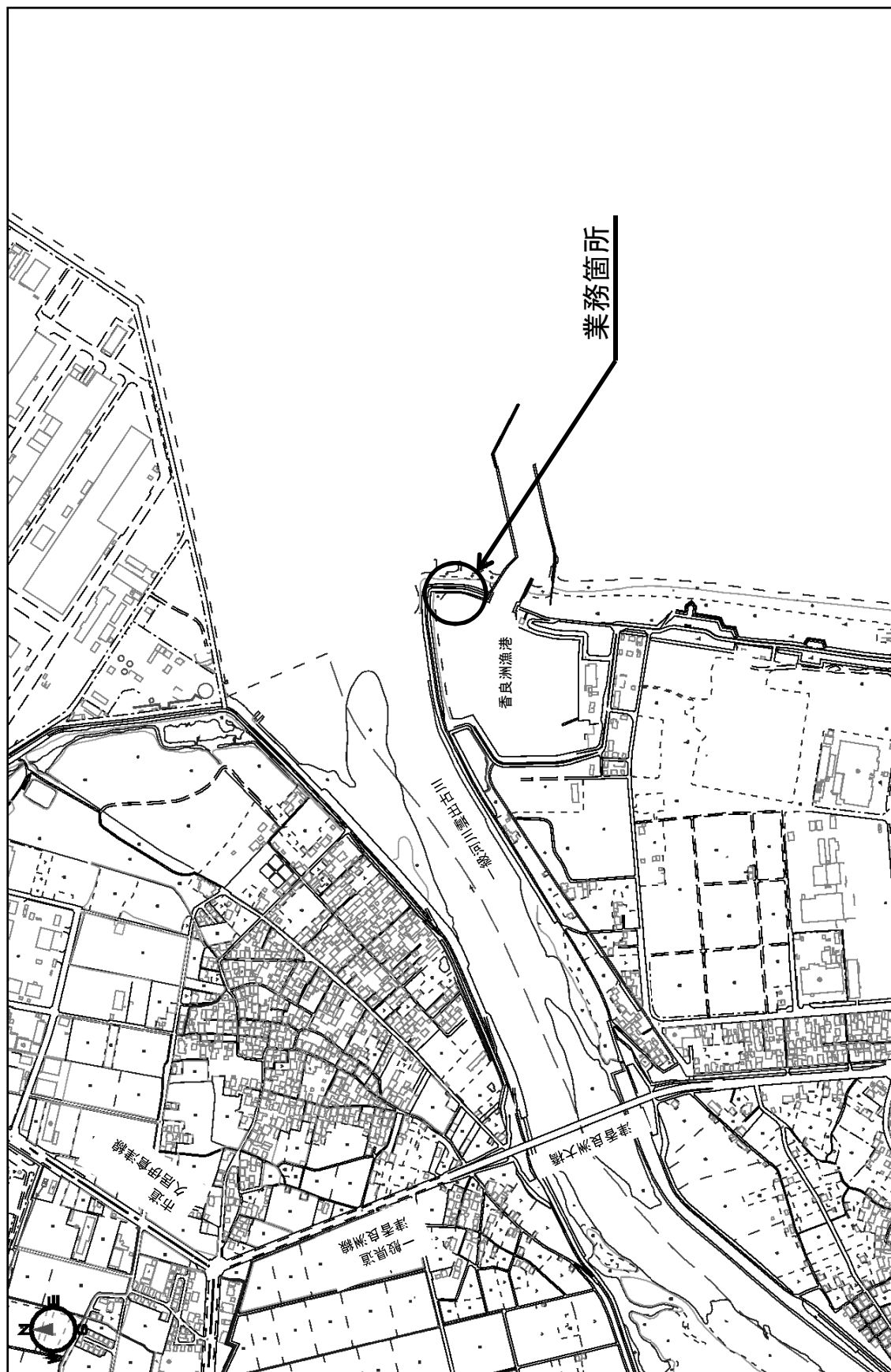
津市

農林水産部水産振興室

令和元年度	水振補	第1-2号	業務委託設計書	
委託場所	津市香良洲町地内		室長	
			検算者	
委託名	香良洲漁港海岸保全施設測量業務委託		担当主幹	
			設計者	
設計額	(うち消費税等相当額)			
履行期間	令和元年10月31日限り			
長	—	巾	—	
業務の大要				
現地測量 一式 路線測量 一式 4級基準点測量 一式				

津市

位置図



設 計 内 訳 表									
費目	工種	種別	細別	単位	数	量	単 価	金 額	摘 要
測量業務									
01：地上測量									
基準点測量				式					
					1.000				
4級基準点測量				式					第 0001 号 明細表
					1.000				
現地測量				式					
					1.000				
現地測量				式					第 0002 号 明細表
					1.000				
応用測量				式					
					1.000				
路線測量				式					第 0003 号 明細表
					1.000				
打合せ協議				式					
					1.000				

設 計 内 訳 表						
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価
	打合せ協議			式		
					1.000	
	直接経費（業務成果品費）			式		
					1.000	
直接測量費計				式		
					1.000	
諸経費				式		
					1.000	
測量業務価格				式		
					1.000	
消費税及び地方消費税相当額				式		
					1.000	
業務委託料				式		
					1.000	

[地上測量]

第 0001 号 明細表 4 級基準点測量						1 式		
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	(上段 : 前 回 摘 要 下段 : 今 回)		
4 級基準点測量		点				第0001号施工単価表		
伐採なし			3.000					
合 計								

第 0002 号 明細表 現地測量						1 式		
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	(上段 : 前 回 摘 要 下段 : 今 回)		
現地測量 (S=1/250)		業務				第0002号施工単価表		
作業量(面積) 0.013 km2			1.000					
合 計								

[地上測量]

第 0003 号 明細表 路線測量					1 式		
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	(上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
作業計画 (路線測量)		業務				第0003号施工単価表	
			1.000				
現地踏査 (路線測量)		式				第0004号施工単価表	
			1.000				
中心線測量 (路線測量) 測点間隔 20m 曲線なし		km				第0005号施工単価表	
			0.130				
仮BM設置 (路線測量)		km				第0006号施工単価表	
			0.130				
縦断測量 (路線測量)		km				第0007号施工単価表	
			0.130				
横断測量 (路線測量) 測点間隔 20m 測量巾 30 m 曲線数なし		km				第0008号施工単価表	
			0.130				
合 計							

[地上測量]

第 0004 号 明細表 打合せ協議					1 式		
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	(上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
打合せ協議						第0009号施工単価表	
業務着手時打合せ計上 中間打合せ 1 回 成果物 納入時打合せ計上		業務	1.000				
合 計							

4級基準点測量 伐採なし		第 0001 号 施工単価表 35.000 点 当り				
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量主任技師	人					
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量助手	人					
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量助手	人					

4 級基準点測量 伐採なし		第 0001 号 施工単価表 35.000 点 当り				
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
機械経費	%					
通信運搬費等	%					
材料費	%					
精度管理費	%					
合計	式	1.000				
単位当り	点	1.000 当り				
伐採有無	条 件 名 称	伐採なし			条 件 値	

現地測量 (S=1/250) 作業量(面積) 0.013 km ² 第 0002 号 施工単価表 1.000 業務 当り							
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
測量主任技師	人						
測量技師	人						
測量技師補	人						
測量技師	人						
測量技師補	人						
測量助手	人						
機械経費	%						

現地測量 (S=1/250) 作業量(面積) 0.013 km2							第 0002 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名	称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
通信運搬費等								
材料費								
精度管理費								
合計								
単位当り								
縮尺 作業量 (km2)							条 件 名 称 現地測量 (S=1/250) 作業量(面積) 0.013 km2	条 件 値

作業計画（路線測量）							第 0003 号 施工単価表 1.000 業務 当り		
名	称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
測量主任技師									
		人							
測量技師									
		人							
測量技師補									
		人							
合計									
		業務	1.000						
単位当り									
		業務	1.000 当り						

現地踏査（路線測量）							第 0004 号 施工単価表 1.000 式 当り		
名	称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要			
測量技師									
		人							

現地踏査 (路線測量)							第 0004 号 施工単価表 1.000 式 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要				
測量技師補	人								
機械経費	%								
材料費	%								
合計	式	1.000							
単位当り	式	1.000 当り							

中心線測量 (路線測量) 測点間隔 20m 曲線なし							第 0005 号 施工単価表 1.000 km 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要				
測量技師	人								

中心線測量（路線測量） 測点間隔 20m 曲線なし 第 0005 号 施工単価表 1.000 km 当り							
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
測量技師補	人						
測量技師	人						
測量技師補	人						
測量助手	人						
機械経費	%						
材料費	%						
精度管理費	%						

中心線測量（路線測量） 測点間隔 20m 曲線なし							第 0005 号 施工単価表 1.000 km 当り		
名	称	単位	数 量	単 価	金 額	条 件	値	摘 要	
合計		式	1.000						
単位当り		km	1.000 当り						
条 件 名 称 曲線数（単曲線換算） 測点間隔							条 件 値 曲線なし 測点間隔 20m		

仮BM設置（路線測量）							第 0006 号 施工単価表 1.000 km 当り		
名	称	単位	数 量	単 価	金 額	条 件	値	摘 要	
測量技師		人							
測量技師補		人							
測量助手		人							

仮BM設置（路線測量） 第 0006 号 施工単価表 1.000 km 当り							
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
測量技師	人						
測量技師補	人						
測量助手	人						
機械経費	%						
材料費	%						
精度管理費	%						
合計	式	1.000					

仮BM設置（路線測量）						第 0006 号 施工単価表 1.000 km 当り	
名 称		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り		km	1.000 当り				

縦断測量（路線測量）						第 0007 号 施工単価表 1.000 km 当り	
名	称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師		人					
測量技師補		人					
測量助手		人					
測量技師		人					
測量技師補		人					

縦断測量（路線測量）							第 0007 号 施工単価表
							1. 000 km 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
測量助手	人						
機械経費	%						
材料費	%						
精度管理費	%						
合計	式	1. 000					
単位当り	km	1. 000 当り					

横断測量 (路線測量) 測点間隔 20m 測量巾 30 m 曲線数なし 第 0008 号 施工単価表 1.000 km 当り						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量助手	人					
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量助手	人					
機械経費	%					

横断測量 (路線測量) 測点間隔 20m 測量巾 30 m 曲線数なし							第 0008 号 施工単価表 1.000 km 当り	
名	称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
材料費		%						
精度管理費		%						
合計		式	1.000					
単位当り		km	1.000 当り					
条 件 名 称 曲線数 (単曲線換算) 測点間隔 横断測量巾実数値							条 件 値 曲線数なし 測点間隔 20m 測量巾 30 m	
打合せ協議 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上							第 0009 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名	称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
測量主任技師		人						

第 0009 号 施工単価表 1.000 業務 当り						
打合せ協議 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					
測量技師補	人					
合計	業務	1.000				
単位当り	業務	1.000 当り				
業務着手時打合せの有無 中間打合せの回数 成果物納入時の打合せ有無 関係機関協議資料作成の回数 関係機関打合せ協議の回数	業務着手時打合せ計上 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上 関係機関協議資料作成 0 回 関係機関打合せ協議 0 回				条 件 値	

令和元年度水振補第1－2号

香良洲漁港海岸保全施設測量業務委託

数量総括表

(補助対象業務委託)

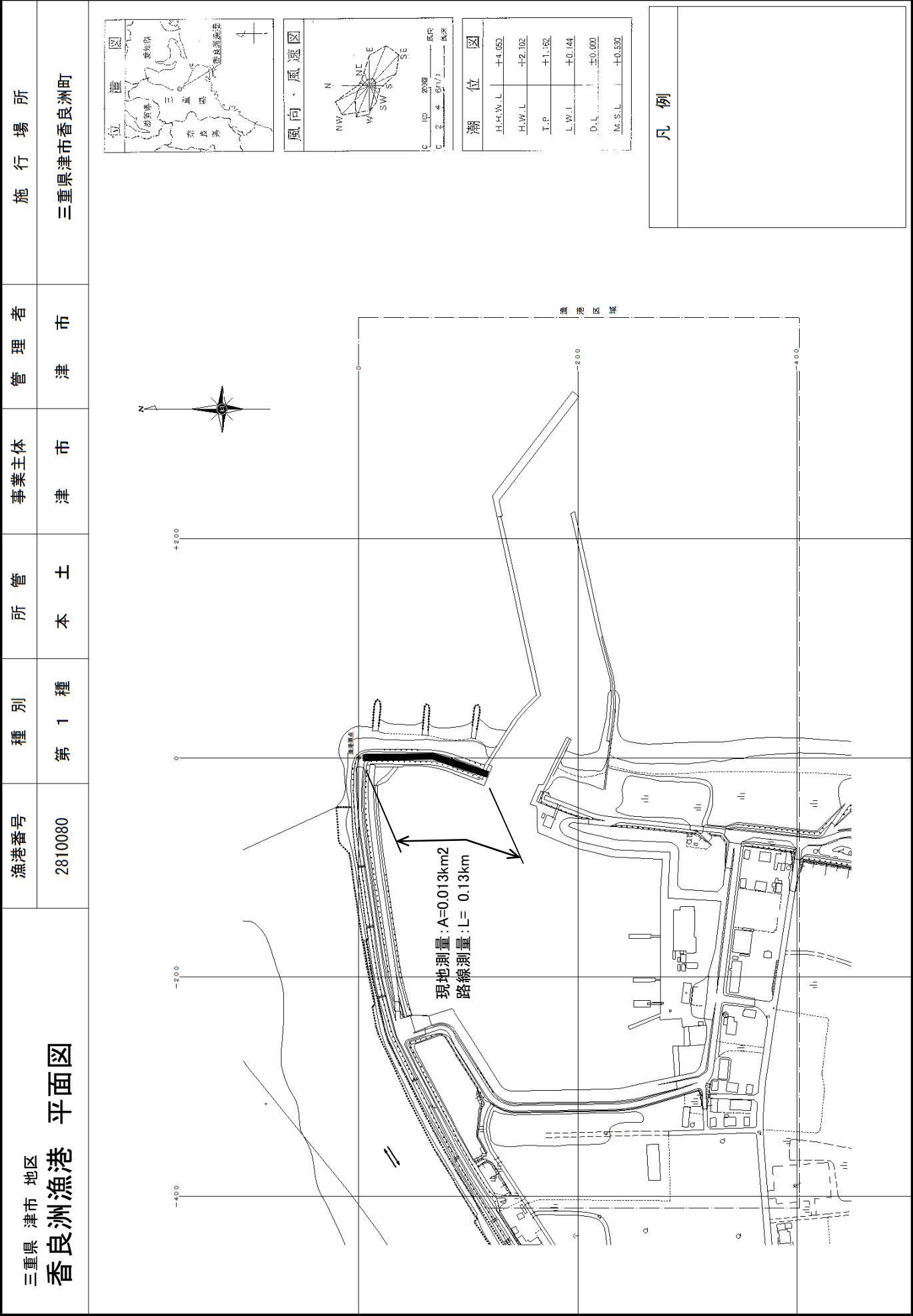
レベル : 地上測量

レベル :

レベル :

工 事 数 量 総 括 表						
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量
地上測量						
	基準点測量				式	1
		4級基準点測量			式	1
			4級基準点測量	耕地、平地、伐採なし	点	3
	現地測量				式	1
		現地測量			式	1
			現地測量	S=1/250、耕地、平地	業務	1 A=0.013km2
	応用測量				式	1
		路線測量			式	1
			作業計画		業務	1
			現地踏査	耕地、平地、影響をうけやすい	式	1
			中心線測量	耕地、平地、曲線なし	km	0.13
			仮BM設置	耕地、平地	km	0.13
			縦断測量	耕地、平地	km	0.13
			横断測量	測点間隔20m、巾30m	km	0.13

数量計算書					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
基準点測量	4級基準点測量	4級基準点測量	耕地、平地、伐採なし	点	3.0
	現地測量	現地測量	S=1/250、耕地、平地 A= 130.0 x 100.0 = 13000.0 = 0.0130	m2 km2 業務	1.0
応用測量	路線測量	作業計画		業務	1.0
		現地踏査	耕地、平地、影響をうけやすい	m km 式	1.0
打合せ協議	打合せ協議	中心線測量	耕地、平地、曲線なし	km	0.13
		仮BM設置	耕地、平地	km	0.13
		縦断測量	耕地、平地	km	0.13
		横断測量	測点間隔20m、巾30m	km	0.13
		打合せ協議	業務着手時、中間、成果物納入時各1回	業務	1.0



特記仕様書（測量業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用基準等	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 測量業務共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） ☒ 三重県公共測量作業規程（作業規定の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号及び平成28年国土交通省告示第565号により一部改正）準用） ☐ 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 ☐ 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 1 4 日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の 1 0 日前までに数量報告書を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☒ 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 ☒ 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、（ ☒ 既設の基準点（1～4等三角点又は1～3級基準点） ☐ 任意の基準点 ☐ 他業務において設置されている基準点）とする。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☒ 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものについては除外する。 ☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成29年4月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☒ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ 別途協議 ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）
エ 工程関係	☒ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 土質調査業務、設計業務 ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 平成28年度水振補第1-4号 香良洲漁港物揚場測量業務委託
カ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 別途、土質調査業務と設計業務を委託契約する予定であり、それらの受注者と連携を図り業務を遂行すること。
キ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☐ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）

- （注）
- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
平成30年11月

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を願うものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。